

保険・年金 フォーカス

イギリスの年金制度改定の動向

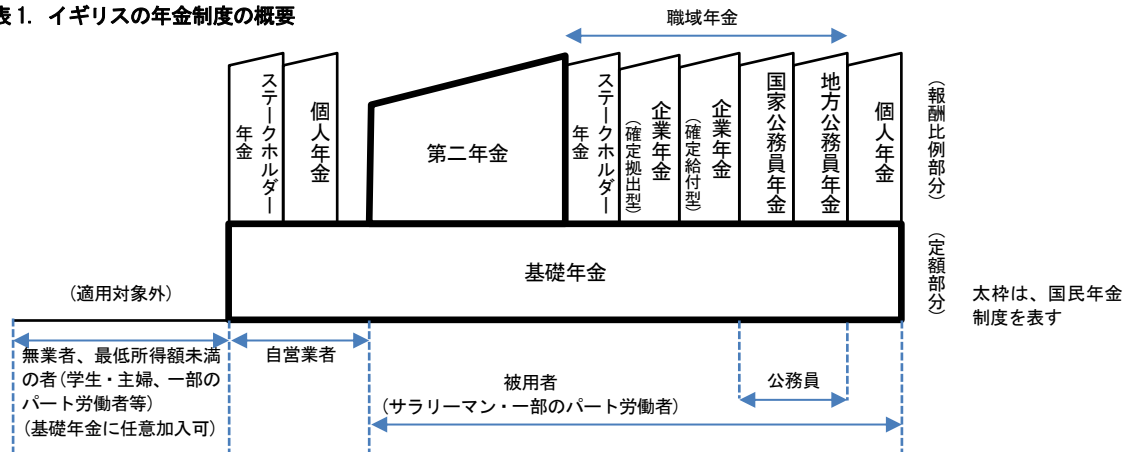
年金制度の簡素化は実現するのか？

保険研究部 主任研究員 篠原 拓也
(03)3512-1823 tshino@nli-research.co.jp

1—はじめに ～ イギリスの年金制度の概況¹

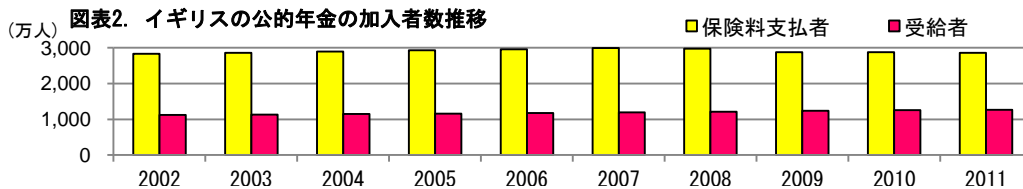
現在、イギリスでは、16歳以上の就業者を対象とする基礎年金(定額部分)の上に、被用者向けの第二年金、企業年金等の報酬比例部分が並ぶ2階建ての年金制度が運営されている。

図表1. イギリスの年金制度の概要



※厚生労働省のホームページ「諸外国の年金制度」の「英国の年金制度概要」に記載されている図をもとに、筆者作成

イギリス雇用年金省のデータ²によると、基礎年金の加入者は、若干の増減はあるが、この10年間安定的に推移しており、2011年の保険料支払者は2860万人、年金受給者は1270万人となっている。



¹ イギリスの年金制度の詳細については、「[欧米諸国の年金事情-隣の芝生は青いか 第3回イギリス編](#)」前田俊之(ニッセイ基礎研究所 保険・年金フォーカス 2012年10月15日)、「イギリスの職域年金制度」小野正昭(国立社会保障人口問題研究所 海外社会保障研究 2005.6, No. 151)を参照

² 図表2.の保険料支払者はDWP Tabulation Tool: Contributions and Qualifying Yearsによる。このデータは国民保険の保険料支払者をカウントしたものとなっている。受給者はDWP Tabulation Tool: Second Tier Pension Provisionによる。これは3ヵ月ごとのデータであるため、5月、8月、11月、翌年2月の平均値を、当年度の受給者数とみなした

2—「2014 年金法」の成立 (2014 年 5 月 14 日)

イギリスの年金制度は、政権政党が変わるたびに改定が繰り返されたため複雑なものとなっている。1980 年代の保守党サッチャー政権下では、社会保障政策の見直しを進める中で、年金制度の政府負担を軽減すべく給付の抑制等の改定が行われた。2000 年代の労働党ブレア政権下では、中・低所得者層の年金充実を図るために、確定拠出型の個人年金であるステークホルダー年金の導入、所得比例年金から第二年金への切り替え等の制度改定が行われた。近年は、複雑な制度が抱える問題を解決するために、制度そのものの簡素化を図るという取り組みが進められてきており、これらをまとめた新たな法律「2014 年金法 (Pensions Act 2014)」(以下、「新法」)が、2014 年 5 月 14 日に女王の裁可を得て成立した。新法は 2016 年 4 月 6 日以降に支給開始年齢に到達する人に適用される。以下では、この新法を踏まえつつ、年金制度改定の内容について、項目に分けて見ていくこととしたい³。

3—基礎年金・第二年金の改革

1 | 1 階建て年金制度への改革

新法は、基礎年金と第二年金の 2 つからなる国民年金制度を、2016 年 4 月 6 日以降、1 階建て年金制度に改革する。年金額を定額にして、退職後所得に関するわかりやすさと信頼性を追求する。年金額の水準は、従来の基礎年金の水準を上回る額⁴に設定される。年金額が所得によらないため、資力調査は不要となる。また従来、配偶者やシビル・パートナー⁵(以下、「配偶者等」)に依存して年金支給されることになっていた人も、自らの国民保険記録(年金記録)が作成されて受給することになる。

2 | 既存受給者の救済

新法は、2016 年 4 月 5 日以前に支給開始年齢に達する年金受給者に対して、年金額を上積みするために、国民保険の保険料を任意で拠出する制度を創設する。これは、新しい 1 階建て年金制度による年金水準の上昇を享受できない年金受給者の救済措置として位置づけられている。

3 | 支給開始年齢引き上げの前倒し

新法により、支給開始年齢の引き上げが前倒しとなり、1960 年 4 月 6 日から 1969 年 4 月 5 日の間に生まれた約 800 万人の支給開始時期に影響が出る。現在の支給開始年齢は、男性は 65 歳、女性は 62 歳である。2018 年にかけて女性は 65 歳に引き上げられ、2020 年までに男女とも 66 歳に引き上げられる予定となっている。その後 67 歳への引き上げが 2034 年から 2036 年にかけて実施される予定であったが、今回の改革により 8 年前倒しされて 2026 年から 2028 年にかけて引き上げられることとなった⁶。新法は、支給開始年齢の更なる変更を視野に、政府による定期的な確認の仕組みを導入する。

4 | その他

³ “Pensions Act 2014 Impact Assessment - Summary of Impacts” Department for Work & Pensions (May 2014)をベースにまとめている

⁴ 基礎年金(満額)は、単身者で、現在週 110.15 ポンド(約 1.7 万円)(2014 年度)であるが、新法では週 148.35 ポンド(約 2.3 万円)以上となる。実際の金額は 2015 年秋に設定される。(為替換算は 1 ポンド=158 円(2013 年 12 月)を使用(以下同様))

⁵ 2005 年施行のシビル・パートナー法により、同性愛者がシビル・パートナーとして届けを出し、その関係が法律で認められている。これにより、年金や相続等において、シビル・パートナーも配偶者と同等の権利を得ることができる

⁶ 支給開始年齢は、更に 2046 年にかけて、男女とも 68 歳まで引き上げられる予定となっている

(1) 年金クレジットの評価の適正化

年金クレジットは、低所得の高齢者を救済するために2003年に導入された受給者の資力調査付きの年金給付である。最低保証額が設定されており、所得が一定額未満の場合、最低保証額と所得の差が給付される。また所得が最低保証額を超えていても一定額までは所得に応じて給付が上乘せされる。年金クレジットは、資力調査の実施が前提となるが、所得が変化する度に資力調査により年金クレジットを修正するのは煩わしい。そこで、65歳以上の年金受給者について、一定期間(この期間を、所得評価済み期間という)、所得を固定して報告を不要としている。しかし、これによって年金と所得を二重に獲得するケースが生じているため、今回、この所得評価済み期間を廃止する。

(2) 遺族給付の単純化

現在の遺族給付は、①1回限りの非課税給付である「遺族一時金」、②死亡時から52週間毎週支払われる「遺族手当」、③こども給付⁷の対象となるこどもを持つ配偶者等に毎週支払われる「寡夫(婦)親手当」の3つからなる。新法は、遺族給付を一定期間の遺族の救済とその後の就労を支援するための短期的な給付に改革する。具体的には、非課税の一時金給付と補助的な毎月の給付を合わせた「遺族支援支払金」に変更する。これにより、扶養されるこどもの有無によらない単純な給付となる。

4—職域年金制度の改定

1 | 確定給付型企业年金の適用除外の廃止

新法で、公的年金制度を1階建ての制度とすることに伴い、確定給付型の企業年金で行われている適用除外の制度は廃止となる。適用除外とは、一定の条件を満たす職域年金等に加入していれば第二年金に加入しなくてもよいという仕組みで、1978年に創設され1980年代に拡充されたが、2012年にステークホルダー年金、確定拠出型企业年金、個人年金が対象から外され、制度が縮小となっていた。今回の適用除外の廃止に併せて、国からの保険料補填が受けられなくなる年金制度の事業主に対し、新法は、加入者の保険料の増加や将来発生する給付の削減を可能とする年金制度の変更を認めている。

2 | その他

(1) 自動年金移転制度の創設

新法により、被用者の転職時に、小規模の確定拠出型年金基金間で基金の自動移転⁸が可能となる。自動移転の対象は、1万ポンド(約158万円)未満の小規模基金である。この制度により、転職を繰り返す低所得被用者で、移転されずに休眠基金になってしまうケースを大幅に減らすことが可能となる。

(2) 自動加入制度⁹における手数料の適正化

2012年より、22歳以上の一定額以上の所得のある被用者を、所定の条件を満たす職域年金へ自動的に加入させる自動加入制度が導入されている。新法により、この制度の対象となる職域年金について、手数料の上限が初期基金の0.75%に制限される。併せて、新規加入者の手数を原資に、既存の加入

⁷ 16歳未満または一定レベルの教育を受けている20歳未満のこどもを養育する責任のある者に、支給される給付

⁸ Automatic pension transfers

⁹ 自動加入した後に、被用者本人の意思で脱退することは可能

者への手数料を割り引くことが禁止される。これにより、自動加入制度の手数料の適正化が図られる。

(3) 短期加入者への返金の廃止

新法は、2年間の年金受給権確定期間満了前に確定拠出型の企業年金を脱退する短期加入者への保険料返金¹⁰を廃止する。転職者には年金基金の移転制度が用意されており、返金は不要と整理された。

(4) 年金保護基金の補償における長期加入者の優遇

年金保護基金¹¹は、確定給付型の企業年金が支払不能に陥る場合に補償するための法定の基金で、資金は所定の要件を満たす年金制度からの徴収で賄われている。同基金の補償は、加入者ごとに上限が定められているが、これまでは加入期間によらず上限は一律とされていて、長期加入者に不利な取扱いとなっていた。新法は、これを是正して20年超の期間の長期加入者に対して上限を増額する。

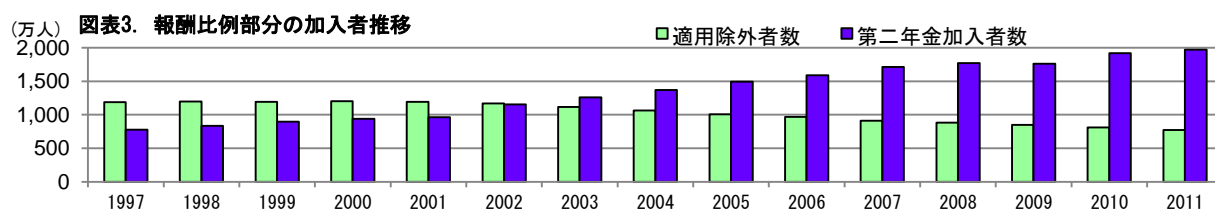
5—おわりに（私見）

1 | 基礎年金・第二年金の改革の影響の見極め

イギリスでは、今回の新法制定まで、年金制度のわかりやすさや信頼性の確保に向けて議論が重ねられてきたが、その成果として、新法には様々な改革が盛り込まれている。特に、1階建て年金への改定は、制度を根底から改革するものとなっている。また、支給開始年齢の引き上げは諸外国共通のテーマである¹²が、今回8年前倒しとする点は、今後、影響等の十分な見極めが必要となろう。

2 | 職域年金制度の今後の動向には注視が必要

イギリスでは、2000年代に主な資産運用先である株式市場の低迷により、年金基金で多額の積立不足が発生した。更に、退職給付に関する会計制度の変更¹³により、給付改定による追加債務は受給権確定までの間(最長2年)に損益計算書上で認識することになるなど、収支上大きな影響が生じた。これらにより、確定給付型の年金基金では、新規加入者の受け入れ停止、既存加入者への給付停止などの措置をとった。確定拠出型の年金基金も加入が進まず、企業年金全体が減少を続けている。これは、



加入者数の推移¹⁴に現れており、最近では第二年金の加入者が伸び、適用除外者が減少する傾向が定着している。新法により、第二年金が基礎年金に統合されて適用除外は廃止となるため、今後の加入動向に影響が生じることが考えられる。引き続き、動向の注視が必要と考えられる。

¹⁰ Short service refunds

¹¹ Pension Protection Fund (略称 PPF)

¹² 諸外国の年金支給開始年齢については、「[年金支給開始年齢の引上げ-財政状況を国民に的確に開示し世論の喚起を](#)」徳島勝幸(ニッセイ基礎研究所 研究員の眼 2013年5月20日)を参照

¹³ イギリスでは、財務報告基準第17号(FRS 17)が2000年に公表され、2005年から全面適用されている。

¹⁴ 図表3.はDWP Tabulation Tool: Second Tier Pension Provisionによる。適用除外の年金と第二年金(及びその前身制度)の両方に加入している場合は、その人数を適用除外者に含めている。適用除外者には適用除外の対象となる個人年金の加入者も含んでいる